

平成29年司法試験再現答案

選択科目

倒産法

整理番号	得点
1	47.39
2	61.5
3	60.21
4	54.28

1 第一 設問1について

2 1. 支払停止について

3 (1) Aは平成29年3月26日、Hに対して500円を弁済している。弁済は
4 「債務の消滅に関する行為」として偏頗弁済にあたり得る(破産三法
5 (以下「破」)62条1項柱書から書)。

6 では、Xは債務整理を依頼した弁済者Yが、Xの債権者
7 へ発送した同年17日付の本件通知が「支払停止」にあたり得る。

8 「支払停止」とは、債務者が支払能力を欠いたためにその債務の
9 弁済期にあるものにつき、一般的かつ体系的に弁済不能と
10 状態にあることを外部に表明する行為をいう(破2条1項参照)。

11 支払停止は支払不能を推定する(破15条2項)。

12 (2) 確かに、Aは平成29年3月末日に弁済期が到来するF銀行
13 に対して分割金1000円の弁済に窮する見通しとなり、同年15日に弁済
14 者Yは債務整理を依頼している。これを受けてYはAの債権者に
15 対し債務整理を行う旨通知している。債務整理は当事者間
16 で債務の圧縮を行うものであり、債務者の資力が不足することを示す
17 資料となり得る。

18 他にも、債務整理の目的は債務者が危機状態に
19 陥ることを回避する点にある。とすれば、本件通知はAが
20 支払能力を欠いたためにその債務のク3弁済期にあるものにつき一般的
21 かつ体系的に弁済不能と状態にあることを外部に
22 表明する行為にあたり得る。

23 (3) も、本件通知は「支払停止」にあたり得る。

（第 問）

2. 「支払不能」に7117

(1) 平成29年3月17日時点でAは「支払不能」が認められるが、「支払不能」とは、債務者が、支払能力を失ったために、その債務のうち弁済其月にあるものについて、一般的かつ継続的に弁済不能となる状態^(破2条11項)をいう。AのF金銀行に対する分割金債務の弁済其月が同日末日であることから問題となる。

(2) 確かにAは、同日17日時点で新たな融資を受けている限り、F金銀行からの借入金債務のうち、同末日弁済其月到来分の分割金債務の弁済に窮する見通しをしている。とすれば、Aはこの時点で「支払不能」に陥ることはほぼ確実であるとして危機状態にあるとも思える。

もっとも、破2条11項は、明文において債務が弁済其月にあることを要求している。かかる趣旨は、破産手続において「支払不能」根拠としては相殺や否認権行使できるか否かの基準とほども、基準を明確にする点にある。また、債務者は弁済其月到来前には新たな融資を受けることが不可能といわなければならない。

よって、「支払不能」にあたるためには、債務が弁済其月にあることが必要と解する。

本件において、平成29年3月17日時点でAのFに対する分割金債務の弁済其月は到来していない。

(3) したがって、Aには「支払不能」が認められない。

第二設問2に7117。

第

問

1. 小問(1)について、

Aに免責不許可事由が認められるか(破252条1項各号)。

(1) Aは平成29年3月20日、Hに対して50万円を弁済している。

AのHに対する債務は期限の定めのない債務であること

(民三法412条32頁)、未だ弁済期は到来していないといえる。

とすれば、「特定の債権者に対する債務について」「債務の消滅に関する行為であって」「時期が債務者の義務に属しない」といえる(同項3号)。

もっとも、AがHに50万円を弁済したのはHが妻Bの父親であり、入院費用が必要であったためであり、AにはHに特別の利益を与える目的も他の債権者を害する目的もなかった。

したがって、同項3号には該当しない。

(2) Aは平成29年3月18日、Gから50万円を借り受けている。

Aは、Cが昔信不通で売掛金債権の回収が困難であるにもかかわらず、Cから債権回収が可能であるからGへ譲渡している。そこで、252条12項5号にあてはめられるか。

確かに、Aは平成29年3月18日当時、支払不能に陥っていたことから破産手続開始原因となる事実があったこと、Gに対して詐称行為を用いたといえるとも思える。

もっとも、Aは当時、新たに融資を受けており支払不能に陥る二重が見通されていたこと、Cからの売掛金債権の回収を前提として(幾)危機状態を脱出できると成ることは、同項号と同程度の帰責性がある。

（第 問）

（したがって、同号を失効推定適用できる。

(3) よて、Aには免責不許可事由が認められる。

2. 小問(2)について

(1) 破産裁判所はAの免許を許可すべきか(破252条22頁)。
確かに、Aは詐術を用いてGから500円を借りていて、
整債整理段階でGに対する債務が存在することと説明
していた。とすれば、Aは免責を受けるに値しないとも思える。

(2) もとも、Aは且つて並行等に與じること(真面目に仕事を
してきたこと、Aが破産したのは取引先であるCやDから債権
回収ができたことと従業員の金の持ち逃げに起因すること、
A本人にはどうすることもできないものであて、といえる。また、Aは
GからFに対する弁済に充てるため500円を借り受けつつも、これをFに
対する弁済に充てている。しかし、これは借入の入院費用のために
必要と認められるものであて、といえる。また、Aを不誠実といふことは
できない。よて、Aは廃業後も就職のために(10-7-1)
に通う等の活動も行っている。よて、Aは其日に出現し、
執業職に就くことも素直に承じまうと説明する。Xは積極
的に賛同している。

(3) よて、Aは免許を受けるに値する誠実な債務者
であるといえる。

よて、破産裁判所はAの免責を許可すべきである。

以上

倒産法第2問

第一設問1に7117

1. 小問(1)に7117

(1) 再生債権は、再生手続開始後は、再生手続によつてしか弁済等をすることができない(民事再生法(以下「民再」)85条1項)。かかる趣旨は、債権者間の平等を確保して、再生手続を円滑に遂行する点にある。

(2) もともと、少額債の再生債権に7117は裁判所の許可を得ることで弁済等することが出来る(民再85条52項)。では、Aは3社に支払をすることが出来るか。

まず、3社を含む12社の債権総額は30万円未満であり、総額は30万円である。A社の負債の総額が約3億円であり、弁済禁止の保全処分について金50万円以下の債務の弁済が対象外とされていることから、12社(再)の債権は「少額債の再生債権」にある。そして、3社については全額債の弁済を求めているところ、仮にAが弁済しない再生計画案に反対することは、再生手続の円滑な進行が阻害される。したがって、弁済期到来前であっても、Aは3社に対して支払をすることが出来る(民再85条52項前段)。

(3) 次に、他の9社については、特段の要求をせずに債権再建書の作成中であるところ、彼らについては再生計画案に反対することは不利想定されない。

したがって、Aは他の9社に対して支払をしなければ、再生手続において弁済不能である。

（第 問）

2. 小問(2)について

(1) A社はD社に対して支払をするとかでできるが、民再85条21頁を適用できるか問題員となる。

A社を主要取引先とするのは乙社であること、D社はA社の主要取引先とはいえない。したがって、同項を直接適用することはできない。

(2) もともと、A社は製品αに不可欠なパーツβの製作を全てD社に委託しており、製品αはA社の戦術特許商品であり、乙社（~~社~~）との取引の総売上は、~~乙社~~ 乙社であるとともに将来の取引拡大の要である。A社にパーツβの在庫がほとんど残っており、D社からパーツβを総取りし、A社は製品αの生産が止まってしまう。とすれば、A社の事業継続に著しい支障を来すおそれがある。民再85条21頁の趣旨は当事者間の公平を図りつつ、事業の存続を図る点にあること、本件の場合にも趣旨が妥当である。

したがって、民再85条21頁を類推適用できる。

(3) およ、A社は裁判所の許可を受けてD社に対して支払をするとかでできる。

第二 設問 2.

1. 小問(1)について

(1) Eの所有権移転登記手続申請書は言明せらるるが、A社に管理命令が課せられ、上記管理財人に選任された場合、民三法177条の対抗要件の抗弁を主張できるか。

まず、管理命令がなされた後、管財人が選任された場合（民再64条1項2頁）、管財人には財産の~~処分~~管理処分権限が専属する（民再66条1項）。とすれば、再生手続開始による管財人の選任は包括的差押えがなされたことと考えることが出来る。そして、差押債権者は、登記の不存を主張する正当な利益を有する「第三者」（民三法177条）にある。とすれば、管財人は差押債権者と同視出来る。とすれば、管財人も「第三者」にある。したがって、上の対抗要件の満たしは認められず、上の請求は認められない。

(2) では管財人が選任されていない場合はどうか。
再生債務者が民三法177条の「第三者」にあるか、問題となる。

再生債務者は、再生手続開始後も財産の管理処分権を有する（民再38条1項）。そして、再生債務者は、債務者に対し公平・誠実義務を負う（同条22頁）。したがって、再生債務者は再生債権者の利益代表者である地位に立つ。とすれば、再生債権者と同視出来る。そして、再生債権者は民三法177条の「第三者」にある。したがって、再生債務者であるAも「第三者」にある。民再は債主債務者の第三者性を前提にした規定を置いている（民再45条参照）。

したがって、Aの対抗要件の満たしは認められず、上の請求は認められない。

（第問）

2. 小問(2)について、

(1) Fの引渡請求は認められるが、管理命令が確定した
管財人しか選任された場合、しか民法94条22頁の
悪意の「第三者」にあたるか問題となる。

お、民法94条22頁の「第三者」とは、虚偽の外形を前提に
新たに独立の利害関係を有するに至った者といふところ、善
債権者は「第三者」にあたる。したがって、善債権者
者と同に見てくる管財人しも「第三者」にあたる。

よって、善債権の判断主体は再生債権者を基準にみ
てあるところ、再生債権者は「善債権」である。

したがって、Fの請求は認められる。

(2) Fの引渡請求は認められるが、Aが民法94条22頁の
「悪意の第三者」にあたるか。

Aは再生債権者の利益を表しており、再生債権者
は94条22頁の「第三者」にあたる。したがって、Aは「第三者」
にあたる。

よって、A自身は虚偽表示について悪意であるが、判断
主体は再生債権者であるところ、彼らは善債権である。

したがって、Fの請求は認められる。

以上、

第 1 設問 1

1. 50万円の弁済を否認するには、偏頗行為否認（破産法（以下略）162条1項）をすることが考えられる。偏頗行為否認をする場合には債務者の支払不能が必要なところ、支払停止があった後は、支払不能であったものと推定される（同条3項）。では、平成29年3月17日の時点でAに支払停止があったか、以下検討する。

2. 支払停止とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態であることを外部に表示する行為をいう。本件の通知が支払停止にあたるか否かは、Aの事業の性質、通知の内容、再生の見込みなどの観点から判断する。

3. Aの事業は、金属加工業である。このような事業は原料を仕入れ、それを加工した製品を販売するものであるから、継続的な取引による収益以外は見込まれない。したがって、上記のような事業を営むAについて債務整理が開始されるという通知は、もはやAが一般的かつ継続的に弁済をすることができない状態であることを外部に表示していることを推認する一事情であるといえる。

通知の内容は、債務整理を開始するというものであり、Aが一般的継続的に債務の弁済ができなくなった旨を直接的に表示しているわけではない。したがって、本件通知の記載内容は、支払停止とはいえないことを推認させる一事情となる。

Aの債務総額は3500万円以上であり、自宅兼工場の建物はF銀行のために担保権が設定されており、Aのもとには見るべき資産は残されていない。そして、本件通知には、Aの事業の具体的な再建案も示されておらず、Aの事業の再建の見込みは低いものであったと言わざるを得ない。このような事情は、

本件通知が支払停止に該当することを推認させる一事情となる。

上記の事情を総合すると、確かに、本件通知の記載内容自体からでは直接的に支払停止であるとは言えないが、Aの事業の性質や再生の見込みから、Aが債務を弁済するのはもはや困難な状況にあったといえ、本件通知はAが債務を一般的継続的に弁済することができないことが表示されていたといえる。

したがって、本件通知は支払停止にあたる。

4. よって、本件通知により支払不能が推定されるので、平成29年3月17日の時点でAに「支払不能」が認められる。なお、162条3項がこのような推定規定を設けた趣旨は、支払不能は債務者の財産状況を表すもので証明をすることが困難であるので、債務者の外部的な行為の支払停止があった場合に支払不能を推定するとしたものである。

第2 設問2

1. 小問(1)

252条1項各号には、免責不許可事由が定められており、これに該当する場合には原則として免責許可をすることができない。では、Aに免責不許可事由があるか、検討する。

(1) 3号該当性

ア AはHに60万円の債務を負っており、AがBに50万円を交付した行為は、「債務の消滅に関する行為」であるという。

イ 当該債務は、Aが事業の立て直しに成功することを停止条件とする弁済期が定められており、Aは事業の立て直しに成功していないので、弁済期は到来していない。したがって、Hに対する弁済は、「時期が債務者の義務に属しないもの」であるといえる。

ウ A は、H の入院費を捻出するために H に対して弁済しており、「当該債権者に特別の利益を与える目的」があったといえる。また、H に弁済すれば F 銀行に対して弁済することができなくなることを認識していたので、「他の債権者を害する目的」があったといえる。

以上より、3号該当事由が認められる。

(2) 5号該当事由

ア A は、必ず返すという約束のもと、G から50万円を借り入れた。これは、「信用取引によって財産を取得した」といえる。

イ そして、この借り入れが行われたのは平成29年3月18日であって、これは「破産手続開始の申立てがあった日の一年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間」である。

ウ では、A は「詐術を用いて」G から50万円を借り入れたといえるか。

この点、財産状況が切迫すれば、弁済に充てるために多少は無理に借入れを行おうことは通常行われることである。したがって、「詐術を用いて」とは、より悪質な態様で借入れを行った場合をいう。具体的には、相手方に虚偽の事実を申告し、専ら相手方の錯誤を用いて借入を行った場合をいう。

本問についてみると、A は今回をしのげば絶対に立ち直せることを約束しており、G はそれを信じて貸付を行った。しかし、G と A は長年の親交があり、A の財産状況が厳しいことを G はある程度認識していたと考えられる。とすれば、A の約束にもかかわらず、G は A が返済をすることができないかもしれないことを認識していたといえる。したがって、G は A の言葉によって錯誤に陥っていたとはいえないので、A が「詐術を用い」たとはいえない。

よって、5号該当事由は認められない。

(3) Aは、Xの管財業務に積極的に協力していたので、8号該当事由にもあたらない。

2. 小問(2)

1. 252条1項各号に該当した場合であっても、裁判所は裁量により免責許可をすることができる(同条2項)。

免責制度の趣旨は、破産者の生活の更生にあるので、破産者の更生に必要な場合には裁判所は免責許可をすることができる。したがって、裁判所の裁量は広いものであるといえる。

2. 否定的に考慮すべき事情としては、Aは本件通知によって債務整理を行うと通知しているにもかかわらず、Gから借入れを行っており、実現可能か定かではなのに会社を立て直すことができると断言し、必ず返済すると約束してGから借入れた。さらに、その金銭をF銀行に対する弁済に充てることなく、Hに対する弁済という個人的な債務の弁済に充てている。

肯定的に考慮すべき事情としては、Aの事情が行き詰ったのは、主要な取引先の倒産や従業員の横領行為によるところが大きく、Aが放漫な経営を行っていたわけではない。Hに対する弁済も入院費捻出のためであり、やむを得ない出費であった。また、Aの財産は50万円と、自宅兼工場の建物であるが、当該建物には抵当権が設定されており、オーバーローン状態となっている。とすれば、免責許可がなければAが生活を更生することはほとんど不可能であるといえる。

これらの事情を総合すると、免責を許可することは信義に反するとまではいえないので、裁判所はAの免責を許可すべきである。

以上

第1 設問1

1. 小問(1)

(1) 弁済を求めている3社について

ア 当該3社が有する債権は、再生債権であるので、再生手続外で弁済をすることができないのが原則である(民事再生法(以下略)85条1項)。

イ では、85条5項前段によって、弁済することができないか。

85条5項前段の趣旨は、少額の再生債権者に弁済をして債権者数を減らすことで、通知のコストを削減し、再生計画案の決議の成立要件(172条の3第1項第2号)を満たしやすくし、もって再生手続の円滑な進行を図ることにある。

(ア) A社の負債総額は3億円であるのに対して、3社の債権額は3万円未満である。これは、負債総額の0・1%にも満たない額であるから、「少額」であるといえる。

(イ) 3社に弁済することで、通知のコストを削減し、再生計画案の成立要件を満たしやすくなるので、「再生手続を円滑に進行することができる」といえる。

したがって、裁判所の許可を得れば、3社に対して支払いをすることができる。

(2) 他の9社について

9社は、全額弁済を要求していないから、再生計画のなかで全額弁済する条項を設ければ、再生債権者間の不平等な取り扱いにはならないので(38条2項)、全額の支払いをしなくてもよいと思われる。

しかし、9社に弁済すれば、通知コスト削減や決議の成立要件はより容易

なものとなり、再生手続の円滑な進行に資する。

したがって、C 弁護士としては、他の 9 社に対しても全額を支払うべきである。

2. 小問（2）

（1） D 社の債権は再生債権であるから、再生手続外で弁済することができないのが原則である。

（2） では、85 条 2 項により弁済することができないか。

当該規定の趣旨について、再生手続の目的は事業の再生にあるので、事業に不可欠な取引を継続するために、再生手続外での弁済を認めたものである。もっとも、債権者間の平等に反することになるので、慎重に判断しなければならない。したがって、「事業の継続に著しい支障を来す」とは、通常受忍すべき限度を超えて、社会通念上看過できないほどの著しい損害を被る場合をいう。

本問では、A 社の事業の再建のためには α を乙社に出荷することは不可欠である。そして、 α に不可欠な β の製作を全て D 社に発注していたので、D 社との取引が停止すれば、A 社の事業の再建はほとんど不可能となってしまう。これらのことからすれば、D 社が一方的に取引停止を通告してきているが、 β の重要性にかんがみれば、D 社に全額弁済することもやむを得ない。したがって、A 社が社会通念上看過できないほどの著しい損害を被ることになるので、裁判所の許可を得て、D 社に対して弁済することができる。

第 2 設問 2

1. 小問（1）

ア 管理命令がない場合

E の請求としては、①所有権に基づく移転登記請求、②売買契約に基づく移

転登記請求、が考えられる。以下個別に検討する。

(ア) ①の請求

Eの請求が認められるためには、EはAに対して丙土地の所有権を対抗することができなければならない。では、Eは所有権を対抗できるか。

再生債務者は、再生債務者財産について差押債権者類似の地位を有している。すなわち、債務者財産がいったん債務者の管理処分権を離れ、公平誠実義務を伴うものとして再び再生債務者自身に帰属することになる。45条も再生債務者の第三者性を前提にした規定であるといえる。したがって、実体法上差押債権者が「第三者」として保護される場合には、再生債務者も「第三者」として保護される。

物権変動を「第三者」に対抗するためには、登記が必要である（民法177条）。そして、この「第三者」には差押債権者も含まれるので、A社は「第三者」にあたる。Fは丙土地の所有権移転登記を具備していないから、所有権をAに対抗することはできない。したがって、Aの請求は認められない。

(イ) ②の請求

再生手続開始後になされた登記は効力が生じない（45条1項）。これは、再生手続開始後に再生手続開始後よりも有利な地位を取得することを禁止する趣旨である。

したがって、Eが所有権移転登記を具備しても、この効力をA社に主張することができないので、Eの請求は認められない。

イ 管理命令がある場合

管理命令（64条1項）が出ると、管財人が選任される。管財人は、再生債務者財産について差押債権者類似の地位を有していることに争いはない。した

がって、管理命令が出た場合には、上記の結論とことなるところはない。

2. 小問（2）

ア 管理命令がない場合

F は、所有権に基づく引渡請求をすることが考えられる。これに対して、A は民法 9 4 条 2 項の「第三者」として、売買の意思表示が虚偽であったことを対抗することができないと主張する。

民法 9 4 条 2 項の「第三者」には、差押債権者が含まれるので、再生債務者も「第三者」に含まれる。そして、再生債務者は総債権者の利益代表者であるから、再生債権者の中に一人でも通謀虚偽表示について善意の者がいれば、再生債務者の「善意の第三者」にあたる。

本問では、50 名の債権者のうち、少なくとも 1 人は善意の者がいると考えられる。したがって、A 社は「善意の第三者」にあたる。よって、F は A 社に対して、売買の意思表示が虚偽であったことを主張することはできないので、F の請求は認められない。

イ 管理命令がある場合

上述と同様に、管財人も第三者的地位を有しているので、民法 9 4 条 2 項の「善意の第三者」にあたる。したがって、結論は上記と同様である。

以上

H29 倒産法再現答案

第 1 問

設問 1

1. 支払不能とは、債務者が支払い能力を欠くためにその債務のうち弁済期にあるものにつき一般的かつ継続的に弁済できない状態をいう(破産法 2 条 1 項 11 号)。そして支払停止があれば支払い不能にあることが推定される(15 条 2 項)。

2. 本件通知は支払い停止に当たるか。

(1)支払い停止とは、債務者が支払い能力を欠くためにその債務のうち弁済期にあるものにつき一般的継続的に弁済できない旨を表示する行為をいう。

(2)本件通知は、法律の専門家たる弁護士が債務整理という再建計画を立てて債務者の経済的更正を図る任務に当たることを通知するものである。

A の債務は 3500 万円を超えている。これに対して資産は 50 万円の現金預貯金に加えて建物であった。しかも建物については根抵当権によってその価値が把握されている。

A 金属工業は従業員 5 名の小規模会社であり主要取引先が倒産廃業している。そのため収益の大幅な回復は見込めない。したがって再建計画の実現性は乏しく、そのまま破産手続き申し立てへと移行する蓋然性は高い。したがって、これは債務弁済ができない旨の表示といえ、支払い停止といえる。

3. 支払い停止により推定されるが、支払不能にあったか。

支払不能はあくまでも弁済期にある債務の支払ができない状態をいう。本件で A が弁済が困難であったのは F に対する弁済期 3 月末日の貸金債務であった。しかしこの弁済期はいまだ到来していない。したがって支払い不能に無い。

設問 2

1. 小問 1

免責不許可事由は 252 条 1 項各号に列挙されている。

(1)H への弁済が 3 号に当たるか

H は A に 50 万円を貸すにあたって、経営建て直し後に返済してくれたらいいとしている。しかし立て直していないのに A は返済している。そのため時期が債務者の義務でない。そして A は手元にある現金を H に返済しているので債権者に特別な利益を与える目的であった。よって同号にあたる。

(2)G からの借入れが 5 号に当たるか

上記のように G からの借入れ時はいまだ F の債権弁済期が到来していないので A は支払い不能に無かった。そのため手続開始原因の存在を知らず借入れをしたとはいえず同号にあたらない。

2. 小問 2

では裁量免責(2号)はできるか。そもそも免責制度の趣旨は手続に協力した債務者に特典を与えると共に経済的更正を図る点にある。そこでこれらの事情があるかを判断する。

(1)否定的事情

A はもはや債権不能な状態にあるのに G に新規融資を申し込み、結果として G に損害を与えている。さらに H に期限前に弁済している。

(2)肯定的事情

そもそも A の経済状態悪化の原因は、資材高騰や取引先の廃業倒産、さらには従業員による現金持ち逃げといった A にとっては制御不能な事情によるものであった。さらに H への弁済も、配偶者の父の入院という不足の自体からやむをえないものであった。その上、A は遊興に興じることも無く、現在はハローワークで仕事を探している。また、A は現在仕事が見つかっておらず B までも入退院を繰り返しており経済的更正を図る必要性が高い。加えて、A は期日への出頭・説明等手続に協力している。

(3)以上より、A には特典を与えるにふさわしい行動があり経済的更正を図る必要性も高い。よって裁量免責すべきである。

第2問

設問1

1. 再生債権とは、手続開始前の原因に基づいて生じた債権をいう(再生法84条1項)。そして原則として手続外での弁済は禁止される(85条1項)。

2. 小問1

(1)3社について85条5項前段に基づき弁済できるか。

A の負債合計は3億円であり、3社の債権額はいずれも3万円に満たないので小額である。そして債権者の数を減らすことで債権者集会の召集(114条)費用を抑えることができる。また、3社は全額弁済を要求する以上、再生計画案に反対する可能性が高い。そのため可決要件(172条の3第1項)緩和のためにも3社に弁済する必要がある。よって裁判所の許可を得て弁済できる。

(2)9社については届出書を作成中であるが、届出をするかはいまだ不明である。また、再生計画案に反対するかも不明である。そのため弁済する必要は無い。

3. 小問2

85条5項後段に基づいて弁済できるか。

商品αはAの主要商品である。それに使われているβはすべてBに依存している。そしてBとしては全額弁済を受けないと取引しないとしているので、βの在庫の無いAとしてはBとの取引が事業継続に不可欠であるので、弁済しなければ事業継続に著しい支障きたすといえる。また、Bの債権100万円は債権総額3億円に照らせば小額といえる。

よって裁判所の許可を得て弁済できる。

設問 2

1. 小問 1

(1)管理命令が発せられた場合

財産の管理処分権は管財人に専属する(66 条)。そして管財人は、総債権者のために財産の管理処分を行う債権者の利益代表者の地位を有する。そのため、L は A の財産の包括的差し押さえ者と同視できる。したがって E にとって L は物件変動の登記の不存在を主張するにつき正当な利益を有する者として第三者(民法 177 条)にあたる。E は登記なく L に所有権を対抗できないので、所有権に基づいて登記請求できない。また契約当事者でない L に契約に基づいて登記請求できない。

(2)管理命令ない場合

再生債務者は引き続き事業継続するものの(38 条 1 項)、債権者のために財産の管理処分をおこなって公平誠実義務を負う(38 条 2 項)点で総債権者の利益代表者であって手続進行主体たる機関である。そのため管財人と同様に再生債務者 A は E にとって第三者であるから登記請求できない。

2. 小問 2

(1)管理命令ある場合

上記同様に管財人は第三者(民法 94 条 2 項)にあたる。

では善意か。管財人は債権者の利益代表者たる地位を有するので、債権者の中に一人でも善意の者がいれば管財人は善意であると考ええる。本件では A と E が通謀して売買していたので、他の債権者の中には善意のものがいたと考えられる。よって管財人は善意の第三者であるので E は L に引き渡し請求できない。

(2)管理命令ない場合

管財人と同様に第三者にあたる。では善意か。A 自身は通謀の当事者であるため悪意とも思える。しかしあくまでも再生債務者は債権者利益代表者であって民事再生手続上の機関である。そこでその主観は管財人と同様の基準で判断する。よって再生債務者 A は善意である。

よって善意の第三者 A に E は引き渡し請求できない。

H29 司法試験 倒産法 再現答案

破産法

第1 設問1

1 本件通知の「支払の停止」該当性

(1) 「支払の停止」(破産法(以下略)15条2項)とは、支払能力の欠缺により弁済期にある債務を一般的継続的に支払うことができないこと、すなわち支払不能であることを表示することを指す。

(2) 本件通知においては支払不能状態にある旨が明示的に表示されているわけではない。

しかし、本件通知では「債務整理の方針については、Aの債務及び資産の状況を調査の上、慎重に決定することとなります」とされており、弁済期にある債務につき一般的に弁済することができなくなる可能性が示されている。また、弁護士に債務整理を依頼しているという事実自体が一般的に債務の弁済可能性が低いことを示すものであるということも考えあわせれば、本件通知においては支払不能状態にある旨が黙示的に表示されているといえる。

よって、本件通知は「支払の停止」に該当し、支払不能状態にある旨が推定されることとなる(15条2項)。

2 平成29年3月17日の時点でAに「支払不能」が認められるか

(1) 支払不能とは、債務者が支払能力の欠缺により弁済期にある債務につき一般的、継続的に弁済することができないことをいう(2条11項)。そして、支払能力については資産、稼働力、信用力という観点から総合的に判断する。

(2) 本件では、Dが破産手続開始決定を受け、Dに対する売掛金債権約200万円について事実上回収が不可能となったし、またEが売上金約100万円を持ち逃げして行方不明となったことから、Aは資金繰りに窮する状態となっていた。さらに、資材の高騰や受注件数の減少、取引先の経営悪化等によりAの稼働力は低下しており、それに伴って信用力も低下していたと思われる。よって、支払能力について欠缺状態にあった。そして、3月17日時点でAは新たな融資を受けない限り、F銀行からの借入金債務のうち、弁済期を平成29年3月末日とする分割金100万円の弁済に窮する見通しとなっており、弁済期にある債務につき一般的、継続的に弁済することができない状態にあったといえる。(着色部分の再現率低い)

(3) 以上より、上記時点でAは「支払不能」状態にあり、「支払の停止」による推定は覆ることはない。

第2 設問2

1 小問(1)

A は「時期が…義務に属しない」「債務の消滅に関する行為」(252 条 1 項 3 号)を行っただとして、免責不許可事由が認められるのではないか。

(1) A は、3 月 26 日に G から受領した 50 万円を H に弁済したところ、H は A に対して「立て直ちに成功したら返してくればよい」と言って 50 万円を貸し付けていた。これは、少なくとも A が債務超過状態を脱するまで A に対して期限の利益を付与する趣旨であると思われるところ、A は上記弁済時点で支払不能状態にあったのであり、債務超過の状態にあったとは言えないと思われる。よって、A はいまだ期限の到来していない債務について弁済を行っただといえ、「時期が…義務に属しない」「債務の消滅に関する行為」を行っただといえる。

また、A は H が倒れ、入院費用が必要になったことを聞いて上記弁済を行っただのであり、上記弁済によって H に入院費用を与えようという意図を有していたといえるので、「債権者に特別の利益を与える目的」を有していた。

(2) 以上より、A は本条に該当し、免責不許可事由が認められる。

2 小問 (2)

本件は「免責を許可することが相当である」(252 条 2 項)として裁量免責が認められるか。

(1) 裁量免責が認められるか検討するに際しては、破産に至った経緯、破産者の行為態様、破産者の生活保障といった事項を総合的に考慮する。

(2) 確かに、A は時期が義務に属しない弁済を行って債権者平等を害したり、G に融資を依頼するに際して「今回をしのげば絶対立て直せます。」等虚偽の事実を述べるなど不誠実な行為態様をとっていることからすれば「免責を許可することが相当である」とは言えないとも思える。

しかし、A が H に弁済を行っただのはあくまで H に入院費用を与えるためであり、他の債権者を害する意図はなかったし、また融資を受けるに際しての上記発言も G を害する意図のもとなされたわけではない。また、A が破産に至っただのは資材の高騰や受注件数の減少、取引先の経営悪化等の外部的要因が原因であり、A 自身は目立っただ遊興等に興じることもなく、真面目に仕事に精を出していたのであり、実際平成 25 年頃まではおおむね順調に事業を遂行していたのであり、破産への A 自身の帰責性は小さい。さらに、A は債権者集会兼免責審尋期日に出頭したほか、X による事情聴取にも素直に応じ、G からの借り入れや H に対する弁済について説明するなど、X の管財業務に積極的に協力しており、誠実な態度が見られる。そして、A の妻 B は A の破産後入退院を繰り返しており、医療費が必要な状況であるにもかかわらず、A は破産後「A 金属工業」を廃業し、いまだ就職先も見つかっておらず、収入のあてがない状況である。よって、A に対する生活保障を図る要請も高い。

(3) 以上より A に対して「免責を許可することが相当である」といえるので、破産裁判所は A の免責を許可するべきである。